

収用換地等及び特定事業の用地買収等の場合の所得の特別控除等に関する明細書

【No.60】同一事業年度内の同一の年に属する期間において、所得の特別控除と圧縮記帳（特別勘定を設けた場合を含みます。）を重複適用していませんか。

別表十(五)

I 収用換地等の場合の		譲渡資産の明細	譲渡経費の額の計算	譲渡益の額の計算	特別控除額の計算	円
譲渡資産の名称	1	公共事業者の名称		譲渡		
公共事業者から買取り等の申出を受けた年月日	2			同上の		
収用換地等による譲渡年月日	3			支出した譲渡経費の額	14	
譲渡資産の種類	4			譲渡経費に充てるため交付を受けた金額	15	
対価補償金及び清算金の額	5			差引譲渡経費の額 (14) - (15)	16	
対価補償金のうち対価補償金に相当する部分の額	6			同上のうち補償金等の額に係る譲渡経費の額	17	
経費補償金のうち対価補償金に相当する部分の額	7			譲渡益の額 + (10) - (11) - (12) 又は (13) - ((16) 又は (17))	18	
移転補償金のうち対価補償金に相当する部分の額	8			期前において設けた特別勘定の金額当期において益金の額に算入して控除の規定の適用を受ける金額	19	
取得した補償金等の額の計算 (5) + (6) + (7) + (8)	9			当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	20	
特別控除に係る交換取得資産の価額	10			特別控除残額 5,000万円 - (20)	21	
同上の交換取得資産につき支払った交換差金の額	11			特別控除額 ((18) 又は (19)) と (21) のうち少ない金額	22	

【No.3】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.58】3欄は、2欄に記載した日から6月を経過した日付となっていますか。

【No.59】建物を取り壊して土地を譲っている場合、14欄の金額にその建物取壊費の額等を含めていますか。

令四・四・一以後終了事業年度分

II 特定事業の用地買収等の場合の所得の特別控除等に関する明細書

事業施行者等の名称	23	特定譲渡住宅地造成事業等の特別控除額のために土地計算	当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、1,500万円特別控除の規定の適用を受けた金額	38	円
特定事業の用地買収等により譲渡した年月日	24		1,500万円 - (38)	39	
取得した対価の額	25		当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	40	
交換取得資産の価額	26		特別控除残額 5,000万円 - (40)	41	
交換取得資産の価額	27		特別控除額 ((32)、(39) と (41) のうち少ない金額)	42	
譲渡した対価の額	28	農地譲渡保有了合の特別控除額のために農地等を計算	当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、800万円特別控除の規定の適用を受けた金額	43	
譲渡した対価の額	29		800万円 - (43)	44	
差引譲渡経費の額 (29) - (30)	31		当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	45	
譲渡益の額 (25) + (26) - (27) - (28) - (31)	32		特別控除残額 5,000万円 - (45)	46	
当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、2,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	33	特定期間の特例適用	特別控除額 ((32)、(44) と (46) のうち少ない金額)	47	
2,000万円 - (33)	34		当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	48	
当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	35		1,000万円 - (48)	49	
特別控除残額 5,000万円 - (35)	36		当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	50	
特別控除額 ((32)、(34) と (36) のうち少ない金額)	37		特別控除残額 5,000万円 - (50)	51	
			特別控除額 ((32)、(49) と (51) のうち少ない金額)	52	

【No.61】収用換地等及び特定事業の用地買収等に係る所得の特別控除制度の適用を受ける場合、同一暦年での特別控除額の合計額が5,000万円を超えていませんか(20~22欄、35~37欄、40~42欄、45~47欄、50~52欄)。
また、別表十(五)付表は、譲渡した資産ごとに作成・添付していますか。